

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① 一般社団法人 大垣タウンマネジメントによる「大垣市中心市街地商店街再生事業の推進」

1) 組織

平成19年7月、店づくり・街づくりプロデューサーの石黒靖敏氏を講師として、まちづくり勉強会「石黒塾」をスタートさせ、大垣市商店街振興組合連合会の青年部を中心として組織した。現在は「一般社団法人 大垣タウンマネジメント」として活動している。

2) 事業内容

毎月、2回程度の頻度で会合を開催し、“大垣らしさ”をキーワードに、商店街全体の売り上げや来街者の増加につながる事業の調査・研究、中心市街地の活性化及び商店街の再生につながる事業実現に向けた活動を継続して行っている。

主な活動としては、中心市街地の見所を記した「大垣街歩きマップ」を作成し、中心市街地で開催されるイベントで配布し好評を得ているほか、大垣駅前噴水広場での「えきまえスクエアパーティ」を運営したり、令和2年には空き店舗を活用したコワーキングスペース「studio00」を設置・運営したりしている。

また、中心市街地の駅等、ポイントを設定して、通行量調査を実施し、中心市街地の人の流れを把握分析している。

まちなかスクエアガーデンでは、実行委員会に参加し、若い世代の視点で事業全体の推進とともに、新しい事業の企画立案、実行にも積極的に取り組んでいる。



② 多目的交流イベントハウス管理事業（まちづくり市民活動支援センター）

本市では、平成19年10月、「奥の細道むすびの地 大垣」の観光情報発信の拠点として、また中心市街地の活性化を図るための市民各層によるにぎわい創出拠点として、中心市街地の空き店舗（十六銀行旧大垣支店）を改修し、「大垣市多目的交流イベントハウス」として整備した。

現在は、施設の管理を指定管理者に委託し、1階に「まちづくり市民活動支援センター」を設け、団体や事業のPR・紹介、NPO法人設立に係る各種サポート等を行うとともに、貸室として展示室・会議室を整備しており、展示会、講演会等様々なイベントに利用されている。

市民活動団体等を中心に利用され、中心市街地のにぎわい創出の一役を担っている。



令和元年度の年間利用者数は、25,400人で、展示・イベント、コンサート・発表会、セミナー・教室、会議などで利用されており、年間稼働率は50.4%となっている。

③ 城下町大垣イルミネーションの開催

平成15年から中心市街地の活性化を目的として城下町大垣イルミネーション(旧芭蕉元禄大垣イルミネーション) 事業を実施している。

令和元年度は、11月30日から12月25日まで中心市街地内の大垣公園芝生広場、大垣駅南北周辺及び大垣駅通り新大橋周辺などにおいて、城下町大垣イルミネーション実行委員会により「城下町大垣イルミネーション」を開催した。

期間中は、大垣駅南街区広場においてイルミネーションをバックにイベントが開かれるなどにぎわいを創出している。



④ 市民活動団体の活動

市内には、数多くの市民活動団体が活動しており、多目的交流イベントハウスを活用したイベントやコンサートなどを開催し、中心市街地の活性化に貢献している。

<街のアーティストフェスタ>

市民の生涯学習・市民活動のきっかけづくりや、成果発表の場として大垣市の主催で開催している。



<ジャストワンナイトコンサート>

大垣市中心市街地活性化に寄与することを目的とした「NPO法人水都まちづくり」の主催で開催している。

実行委員会を組織し、中心市街地の飲食店や公共施設を会場として、市民アーティストによるジャズやクラシック等の街中コンサートを開催している。



⑤ 中心市街地活性化推進協議会における他都市との連携について

1) 令和元年度 中心市街地活性化推進協議会 総会・全国研究会の開催

1 とき 令和元年5月21日（火）～22日（水）

2 ところ 岐阜県大垣市

クインテッサホテル大垣 大垣市宮町1丁目13番地

3 内容 総会・全国研究会を大垣市で開催し、中心市街地活性化における意見交換等、調査・研究を行いました。

(2) 中心市街地で開催された主なイベント（令和元年度）

時期	開催イベント名	開催場所	主催
4月	水の都おおがき舟下り、たらい舟	水門川	大垣観光協会
	春の芭蕉祭	水門川	大垣観光協会
	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	花と緑のふれあい展	大垣公園	実行委員会
5月	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	大垣まつり	八幡神社周辺	実行委員会
6月	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	歯の健康フェスティバル	大垣城ホール	大垣市
7月	大垣菓子博	大垣駅通り他	大垣観光協会
	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	水門川クリーン作戦	水門川	NPO法人まち創り
	プレミアム付商品券発行	市内一円	商店街振興組合
8月	水都まつり	大垣駅通り他	実行委員会
9月	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	のりものフェア	大垣駅通り	大垣市他
10月	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	発明くふう展/未来の科学の夢絵画展	大垣駅通り	発明協会
	十万石まつり	大垣駅通り	実行委員会
	大垣市少年団体交歓大会	大垣城ホール	大垣市
	芭蕉蛤塚忌全国俳句大会	奥の細道むすびの地記念館	実行委員会
	市民の健康広場	大垣城ホール	大垣市
	キッズピアおおがきフェスティバル	キッズピアおおがき子育て支援センター他	大垣市
11月	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）	大垣駅通り	商店街振興組合
	きもの園遊会	大垣駅通り他	大垣観光協会
	西美濃まるごとバザール	大垣駅通り	実行委員会
	かがやきライフタウン大垣・秋のつどい	大垣城ホール他	大垣市
12月	城下町大垣イルミネーション	大垣駅通り周辺	実行委員会
	おおがきマラソン	大垣駅通り他	実行委員会
3月	元気ハツラツ市（現 まちなかスクエアガーデン）※中止	大垣駅通り	商店街振興組合

[2] 都市計画等との調和

(1) 大垣市未来ビジョン（基本構想 2018～2047年度、第2期基本計画 2023～2027年度）

大垣市未来ビジョンは、本市を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応し、本市の未来を明るくしていくため、未来都市像を「みんなで創る 希望あふれる産業文化都市」としている。

本ビジョンにおける中心市街地は、くらしやすい環境の整った、賑わいのあるまちとするため、再開発を計画的に推進し、空き店舗を減少させ、居住人口を増やし、賑わいのあるまちを目指すとしており、本基本計画の趣旨と整合性が図られている。

【大垣市未来ビジョンにおける「中心市街地等」の位置付け】

第2章 基本構想

4 未来のピース 未来のピース1 みんなが住みやすいまち（都市基盤）

① 快適・便利な都市環境

【魅力的な都心環境】

中心市街地は、活気あふれる店舗や公共施設などが充実し、老若男女を問わず市民が集い、さらに市内外からのお客さんで賑わっており、生活の利便性も向上しています。それに伴い、居住空間としての魅力が向上したことで、中心市街地の居住人口は増加し、活気あふれるまちになっています。

第3章 第2期基本計画

第3節 分野別計画

1 みんなが住みやすいまち（都市基盤）

(1) 土地利用・都市空間

④ 施策

2) 都市空間の整備・活用

暮らしやすい都市空間の整備・活用を進めるとともに、中心市街地においては、居住の促進や賑わいの創出のため、市街地再開発を計画的に推進します。また、大垣駅通りを中心に「水の都おおがき」が感じられるような水に親しむ歩行空間を確保し、多様な主体と連携しながら、公共空間を有効活用することで、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。

2 みんなが元気なまち（産業振興）

(2) 商業

④ 施策

1) 中心市街地の活性化

中心市街地におけるイベントの開催により、商店街の魅力向上を図るとともに、空き店舗に出店する事業者等への支援や、老朽化した店舗の改装への支援等を推進します。

(2) 第2期「水の都おおがき」創生総合戦略

令和2年3月に策定した、第2期「水の都おおがき」創生総合戦略では、基本目標として「楽しく子育てができるまちづくり」、「元気があるまちづくり」、「安心できるまちづくり」、「広域連携による魅力あるまちづくり」を掲げている。

本戦略において中心市街地は、郭町東西街区市街地再開発を推進し、まちなか住宅取得への支援、空き店舗対策の推進を実施することで、商店街活性化を目指すとしており、本基本計画の趣旨と整合性が図られている。

【第2期「水の都おおがき」創生総合戦略における「中心市街地等」の位置付け】

基本目標2 元気があるまちづくり

中心市街地の再生をはじめ、地域特性を生かした既存産業の活性化や企業誘致の促進による雇用創出、特産農産物の発掘などの取り組みにより、地域全体の活力創造を図ります。

第3章 戦略 4 施策

基本施策(1) 地域の資源を生かした活力づくりの推進

具体的方策③ 中心市街地の活性化

まちなかスクエアガーデンなどのイベントの開催により、商店街の魅力向上を図るとともに、空き店舗に出店する事業者等への支援や、老朽化した店舗の改装への支援等を推進します。

また、くらしやすい市街地の整備を進めるとともに、中心市街地においては、居住の促進やにぎわいの創出のため、市街地再開発を計画的に推進します。

基本目標3 安心できるまちづくり

南海トラフ巨大地震や水害等の災害に強いまちづくりを推進するため、新市庁舎を防災の拠点とした防災体制の強化により防災力の向上を図るとともに、公共交通の利用促進や都市基盤の計画的な整備を推進するなど、安心して快適な生活環境づくりを進めます。

また、くらしの不安がない健康長寿のまちづくりに向け、市民の健康づくり活動

の積極的な支援を推進するとともに医療の充実を図ります。

第3章 戦略 4 施策

基本施策(1) 快適・便利なくらしの実現

具体的方策① 市街地の整備

くらしやすい市街地の整備を進めるとともに、中心市街地においては、居住の促進やにぎわいの創出のため、市街地再開発を計画的に推進します。

(3) 大垣市都市計画マスタープラン

大垣市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念に「大垣市特有の自然環境や都市の姿を継承しつつ西濃圏域の中心都市にふさわしいにぎわいと活力にあふれ安全で安心して暮らせる都市づくり」を掲げている。

中心市街地においては、都市機能の更新や市街地再開発の推進、都市型住宅の供給促進、都市内幹線軸の整備等により、人々が安全かつ安心して集い、にぎわいのある都心空間の再構築を推進し、商業・業務機能の集積・強化を図るとしている。

【大垣市都市計画マスタープランにおける「中心市街地等」の位置付け】

第3章 全体構想

3-3 都市整備の方針

1. 土地利用の方針 (1) 土地利用の基本方針

② 中心市街地の再生

中心市街地における都市機能の更新や地域資源を活かした再整備を図ります。中心市街地の再生にあたっては、再開発の推進、都市型住宅の供給促進、幹線道路の沿道利用、建築物耐震化の促進や密集市街地の防災対策等の災害対策、都市内幹線軸の整備等により、人々が安全かつ安心して集い、住まう、にぎわいのある都心空間となるよう再構築を進めます。

第4章 地域別構想

4-2 地域別のまちづくり構想

1. 中央地域

(2) 将来地域像と整備方針

本市の中心市街地を含む地域であり、水都にふさわしい景観等を保全・継承しながら、生活・文化・産業の拠点として求心力を高めるため、都心再生を進めるとともに、周辺地域においても景観や都市機能が連続する一体的な

地域づくりを進めます。

(4) 大垣市立地適正化計画

大垣市立地適正化計画では、「都市の中心部の再生、地域の生活拠点の維持・充実、居住空間の再構築、災害に強い都市の形成」4つを基本方針に定め、「子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくり」を基本目標に掲げている。

中心市街地においては、まちなか居住を推進し、また西美濃地域の中心都市にふさわしい賑わいと活力ある拠点づくりを図ることとしている。

【大垣市立地適正化計画における「中心市街地等」の位置付け】

第6章 誘導区域等の設定

6-2 都市機能誘導区域

(2) 区域の設定方針

① 都心の中心拠点

中心市街地活性化基本計画にて各種活性化施策を実施してきた区域を中心に設定します。

[3] その他の事項

(1) 安全で快適なまちなかの交通環境整備の推進

本市では、JR東海道本線大垣駅北口から国道21号中川町交差点までの1.1kmを結ぶ都市計画道路大垣駅北口線の車道・歩道の拡幅に取り組み、安全で快適なまちなかの交通環境の整備に取り組んできた。

本事業においては、道路を含め周辺の街づくり全体を検討する住民組織「夢づくり会議」と連携し、計画段階から住民の意見を採り入れた住民協働型の道路計画づくりにより進めてきた。

また、県事業として本市中心部を囲む総延長18.5km、4車線の大垣環状線の整備に取り組み平成16年度に全線が完成した。

本市中心部を通過する車両を迂回させることにより、市内の交通渋滞を緩和し、まちなかの安全な交通環境の確保も図ってきた。

(2) 用途の見直し

本市の用途地域は、令和2年4月時点では、市街化区域3,461haの約17%を占める準工業地域をはじめ、工業系用途地域が全体の約29%となるなど、古くから「産業都市」として発展してきた。

特に、昭和初期から立地している繊維業などの公害の恐れが少ない軽工業や物流関係施設の立地を促進し育成するため、幹線道路沿線や市街地内のまとまった土地に「準工業地域」を指定してきたが、産業振興に寄与した反面、市街地の郊外化を誘発する一因ともなり、中心市街地の空洞化を招いてきた。

このため、平成20年9月30日に大垣市内のすべての準工業地域に特別用途地区として、「大規模集客施設立地制限地区」を都市計画決定し、大垣市特別用途地区建築条例を制定した。

これにより、市内で「1万平方メートルを超える店舗等」の立地が可能なのは、原則として商業・近隣商業地域のみとなった。